県立施設に求められているのは、障がい者や民間施設などが困った時のセーフティーネットとしての役割、福祉人材の育成や専門的な支援のあり方の研究と研究成果の普及など民間では取り組みにくい事業を実施する役割などです。その点を重視するならば、現段階で県立施設をなくすような論議は必要ないと思います。

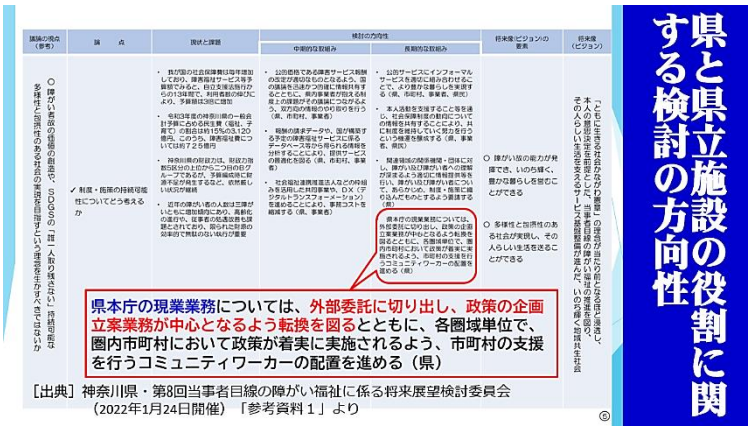

業務の見直しというのであれば、県立施設に寄せられている役割や機能を十分に果たすだけの人材配置をすること、民間の障害福祉サービス提供者が十分に事業運営できるように県の補助額を増額するなど、県としての財政的な支援を充実する方向で見直すべきと思いますが、知事の見解を伺います。

【黒岩知事】

４．地球温暖化対策の強化について

（１）太陽光発電の促進について

私たちは、これまでも太陽光発電の推進の一つとして、ソーラーシェアリングを取り上げてきました。県は 2020 年度までに累計 100 件の設置を目標に掲げましたが、実際に 58 件です。

［撮影］2017年11月21日　共産党県議団撮影

県は、ソーラーシェアリングをソーラー発電等促進融資の対象としていますが、この融資は農業者が多く利用する農協での融資は対象外となっていることもあり、実績は１件です。

太陽光パネルの県施設への設置は現在 160 施設で、県立高校に多く設置され、建物数が多い県営住宅などは一部にしか設置されていません。県立施設に設置する場合は原則自家消費型としており、県営住宅では自家消費型で使える範囲が少ないなどの理由から設置が少ない状況です。

県が原則自家消費型としているのは、ＦＩＴ制度での売電では最終的には電気料金に上乗せされるためとのことです。そもそもＦＩＴ制度の電気料金への上乗せ方式は、大手電力会社がマイナスにならない仕組みであり、ＦＩＴ制度自体の見直しも必要です。

太陽光発電を広げるためには、今ある制度の改善も必要です。県としてＦＩＴ制度の改善を含め、太陽光発電を広げるために積極的に国に要望する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、県は現在、0 円ソーラーや共同購入などを進めていますが、個人の住宅の太陽光パネルの設置や蓄電池の設置に対する補助を実施するなど、更なる太陽光発電を広げる取り組みを行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。